

2020年度

第3回愛知県障害者施策審議会

会議録

2021年3月18日(木)

2020年度 第3回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2021年3月18日（木） 午前10時から午前11時45分まで

2 開催方法

Web会議

3 出席者

植田委員、江崎委員、榎本委員、柏倉委員、糟谷委員、亀沖委員、佐藤委員、重松委員、鈴木委員、高橋（傳）委員、高橋（美）委員、辻委員、徳田委員、永田委員、古家委員、水野委員

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 渡辺担当課長

ただ今から2020年度第3回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。私は障害福祉課担当課長の渡辺と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、服部福祉局長から御挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

服部福祉局長

みなさん、おはようございます。愛知県福祉局長の服部でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、2020年度第3回愛知県障害者施策審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

さて、本日は今年度3回目の審議会でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2回目と同様にWeb会議による開催とさせていただきました。県では、引き続き全力をあげて新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいるところであり、皆様方におかれましても、感染防止対策の徹底に御協力をお願いいたします。

本日は、次第にありますように議題が1件と報告事項が3件ございます。議題では、あいち障害者福祉プラン2021－2026の策定について御審議いただきます。本日お示ししましたプランは、これまで、審議会やワーキンググループにおいていただいた委員の皆様のご意見と、1月19日から2月18日まで実施しましたパブリック・コメント制度によりいただいた、県民の皆様のご意見を踏まえた最終案となっております。また、現在開会中の2月定例県議会において審議中の来年度予算案に盛り込みました新規事業と拡充した取組なども追加しております。本日、皆様に御審議のうえ御承認

をいただきまして、プランを策定し、公表をしてみたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜り、有意義な会議にさせていただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

6 事務局連絡

障害福祉課 渡辺担当課長

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。

まず、定足数の確認でございます。本日は委員数19名のうち、過半数以上の16名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により当審議会は有効に成立しております。

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領により、公開としておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴は行わないこととしております。3月4日から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしておりますが、報道関係の方はいらっしゃいません。

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて、資料1-1から1-3、資料2-1、2-2、資料3、資料4、参考資料1から3でございます。よろしいでしょうか。

本会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議により開催としております。スムーズな会議進行のために、御発言につきましては事前にお配りしている、御発言についてをお守りいただくようお願いいたします。

また、本会議は手話通訳者の方に御協力をいただきながら進行してまいりますので、各委員におかれましては、御発言にあたりゆっくりと大きな声でお名前とご所属を言っていただいてから御発言いただきますよう御協力をお願いいたします。

本日のご出席の皆様のご紹介は、時間の都合により、出席者名簿の配付により代えさせていただきます。なお、岩田委員、岡村委員及び松浦委員につきましては所用により欠席との御連絡をいただいております。

それでは、この後の進行につきましては、永田会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

7 会長挨拶

永田会長

本日はお忙しい中、愛知県障害者施策審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

さて、本日は先ほど福祉局長の挨拶にもありましたとおり、議題が1件と報告事項が3件ございます。前回の審議会に引き続き、Web開催となりますが、円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言をお願いしたいと存じます。

特に議題については、プラン策定のための最終の会議になりますので、御遠慮なく御質問や御意見を述べていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

8 議事録署名者について

永田会長

それでは、運営要領第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。今回は、江崎委員と榎本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

9 議題について

永田会長

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、午前11時30分を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題のあいち障害者福祉プラン2021-2026の策定について審議します。事務局から説明をお願いします。

10 議題「あいち障害者福祉プラン2021-2026の策定について」

障害福祉課 平野課長補佐

障害福祉課社会参加推進グループの平野と申します。議題について、資料1-1により説明いたします。

この資料は、プランのパブリックコメント制度実施後の主な修正点をまとめたものです。表の一番右に修正理由を、その左隣に修正箇所を下線で示しておりますので、資料に沿って順に、説明させていただきます。

まず、第5章各分野における障害者施策の基本的な方向、こちらは国の基本計画に準じて、9つの施策分野を設定した障害者計画の部分でございます。施策分野1の安全・安心な生活環境の整備では、11月に補助犬について実施した県政世論調査の結果としまして、盲導犬に比べ介助犬、聴導犬の認知度が低いことなどが分かりましたので、補助犬の認知度向上を課題として明記し、県民や事業者への普及啓発を図ってまいります。

また、次の段ですが、パブリックコメントの意見を踏まえまして、心のバリアフリーの説明を追記し、その次の段では、鉄道駅におけるホームドア等の設置に対する補助を始め、3つの取組を盛り込んでおります。

次に、施策分野4の権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実では、11月にヘルプマークについても県政世論調査を行いました。マークの意味を知らない人の割合が3割程度あることが分かりましたので、その結果を課題として明記し、引き続き普及啓発に努めてまいります。

そして、次の段では、虐待対応の強化としまして、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、県と市町村、また市町村間の連携強化を施策の方向性に加えるとともに、1枚おめくりいただきまして、表の下段になりますが、計画期間の取組に市町村間における情報共有の推進をはじめ、4つの取組を追加しております。

また、表の上段になりますが、3月9日に、障害者差別解消法の改正案が閣議決定されましたので、県の障害者差別解消条例の見直しに向けた検討の記載欄にその内容を補記しております。

1枚おめくりいただきまして、施策分野6の保健・医療の推進では、令和3年度当初予算の計上に伴う追記として、愛知県医療療育総合センターの社会情勢に即した機能強化による支援の充実を課題として明記し、計画期間の取組に、今後進めていく情報通信機器や情報ネットワークを活用したスマートホスピタルの展開を加えています。

また、施策分野9の文化芸術活動・スポーツ等の振興では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進について、昨年12月に国から留意事項が示されましたので、その内容に即し、計画期間の取組に、庁内協議体制の整備や点字図書館、県図書館で実施している具体的な取組を盛り込みました。なお、庁内協議体制としましては、福祉局が中心となり、県図書館や公立図書館を所管する関係局等と連携していく旨、庁内の調整を済ませております。また、本プランを読書バリアフリー法に基づく基本的な計画に位置付け、施策審議会の御意見を伺いながら、今後の推進を図ってまいりたいと考えております。下段は図表の追加でございまして、ワーキンググループ構成員のご意見を踏まえ、障害者スポーツに係る取組紹介の図表を追加しております。

1枚おめくりいただきまして、第6章障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標及び第7章障害福祉サービス等の見込量と確保策等でございます。こちらは、国の基本指針に基づき策定する障害福祉計画の部分となります。

まず、第6章については、令和3年度当初予算の計上に伴う新たな取り組みを追加してございまして、一般就労推進アドバイザーの配置や、地域生活体験事業の事業説明や体験を呼びかける出前講座の開催、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を対象としたフォローアップ研修の実施等を盛り込んでおります。

次に、第7章については、第6章に盛り込んだ新規事業の再掲のほか、新型コロナウイルス感染症への対応を2点追記しています。1点目は、表の下段になりますが、研修の実施にあたり、通信の方法による講義の実施を進めていくことを追記しています。2点目は、次のページになりますので、1枚おめくりいただきまして、最終ページの下段になります。障害福祉サービス事業所等における感染症対策をまとめた部分ですが、①感染症対策の徹底には、3月中に完了予定で進めている障害者支援施設等の職員に対する集中的なPCR検査の実施を盛り込みました。また、③緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保には、同居する家族が感染し、介護者が不在となり生活が困難となった障害者が、知的障害者福祉協会が指定するグループホーム等でサービスを受けられる体制を整備しましたので、その内容を盛り込んでいます。以上が、主な修正点でございます。この修正を反映させた、概要版、プランの全文は、資料1-2、1-3となっております。

最後に参考資料について説明します。パブリックコメントには、22名93件の御意見が寄せられました。参考資料1に、全ての御意見とそれに対する県の考え方をお示しております。

また、第2回施策審議会にていただきました御意見につきましては、パブリックコメント前に、委員の皆様へ県の回答を報告いたしました。一部回答を更新したものを参考資料2として添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

永田会長

ありがとうございました。それでは、あいち障害者福祉プラン2021-2026の策定について、御意見や御質問等があればマイクをオンにしてください。

膨大な資料となりますので、少し時間がかかるかとは思いますが、貴重な御意見ですので、ぜひよろしくお願ひいたします。では、辻委員よろしくお願ひいたします。

辻委員

あいち障害フォーラムの辻です。いくつかありますのでよろしくお願ひいたします。

まず1点、42ページに知事記者会見における手話通訳者の配置とありますが、こちらに、字幕付与の記載をしていただきたいです。手話通訳者の配置は進められているようですが、聴覚障害のある方

の中には手話の分からない方も多くいらっしゃいます。そのような方にもしっかりと情報保障をするためにも、東京都が実施しているような同時字幕配信を愛知県でも行っていただくようお願いいたします。

次に、68ページの教育の振興についてです。大阪府では、特別支援学校などの情報を記載したガイドブックのようなものを作成しており、進学等を考える際の助けになっています。このような取組を愛知県として実施していくことはできないでしょうか。また、学校のバリアフリー化について、あいち福祉保健医療ビジョンにおいて、学校のバリアフリー化の記載がありますが、あいち障害者福祉プランの中にはその記載がないかと思えます。整合性を図るためにも、学校のバリアフリー化についての記載をお願いします。

次に、避難所のバリアフリー化についてです。市町村における避難所のバリアフリー化の整備を進めるといった記載がありますが、具体的な数字の記載がありません。何カ所以上バリアフリー化を進めるといった、具体的な目標を設定するようにしてください。

次に、重度訪問介護サービスについて、地域移行を考える際に、この重度訪問介護サービスはとても重要なものになってくると思いますが、119ページに医療的ケアに対応できる事業所や24時間の支援を行うことができる事業所がまだ少ないという記載があります。重度訪問介護に対応する事業所数を増やすためにも、事業所数が増えていかない背景に何があるのか、ヒアリング調査をした上で、県として具体的にどういう方向で支援等を進めていくのか検討をしていただきたいと思えます。

最後に、新型コロナウイルスに関して、200ページに障害者支援施設等の職員にPCR検査を実施するという記載がありますが、施設だけでなく、在宅の方に対しても積極的に検査を実施していただくようにしてください。また、現在、医療従事者のワクチン接種が進められていますが、ワクチン接種の優先順位について、多くの障害のある方に接する障害者支援施設及び訪問介護サービスの職員にも優先的にワクチンを接種することができるよう国に働きかけていただきたいです。以上になります。

永田会長

ありがとうございました。6点いただいたかと思えます。

1点目は42ページ、情報のアクセシビリティの向上の部分かと思えます。ここには手話通訳者の配置という記載がありますが、知事記者会見等に関しては、字幕付与の記載がなく、手話通訳者のみの記載となっています。新型コロナウイルスの感染状況もありますので、知事記者会見等にも字幕の付与をお願いできないかということだったかと思えます。

一つ一つ回答いただいた方がいいかと思えますので、まずこちらについて、事務局から回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

障害福祉課 平野課長補佐

ありがとうございます。障害福祉課社会参加推進グループの平野と申します。

知事記者会見に手話通訳者が配置をされたということで、当事者の方からは情報保障が一步進んだという声もいただいている一方で、難聴中途失聴の方については、手話を御存知でない方もいらっしゃるということで、障害福祉課としましても、字幕の必要性を感じているところでございます。

知事の記者会見を主催しています広報広聴課にも、その旨お伝えをして、字幕付与も進むように調整を図っているところでございますが、東京都のようにリアルタイムで字幕を付与するというのは、いくつか課題もあるため、どういったところから始められるか、他県の事例も参考にしながら、検討しているところでございます。すぐに前進ということはなかなか難しいかと思えますが、広報広聴課でも必要性は十分認識していますので、少しずつ進めていけるように調整をして参りたいと考えており

ます。

永田会長

ありがとうございました。

現在、検討中だけれども、色々な手続き上、今すぐの対応は難しいという事でしたが、できるだけ早く字幕の付与ができるように、今後の検討を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは2点目ですが、68ページの教育の振興のところでのご意見だと思います。

一つは大阪の例をお示しいただきました、一目で学校や施設の場所を把握できるガイドブックが作成されており、子供たちが進学を考える際の助けになっているというような情報提供と、こういった取り組みを愛知県ではできないかというのが1点。

もう一つはバリアフリー化について、こちらの計画にも記載をする必要があるのではないかという点。以上2点について、ご意見いただきました。では、事務局から回答をお願いいたします。

障害福祉課 平野課長補佐

障害福祉課社会参加推進グループの平野でございます。

大阪の事例のガイドブックの件につきましては、後程、教育委員会からお答えをいただければと思います。

もう1点のバリアフリー化の記載につきましては、教育の振興の70ページを見ていただきますと、施策の方向性の(3)教育諸条件の整備の二つ目の丸に、施設整備の充実に向けた施策の方向性を記載しているところでございます。しかし、福祉ビジョンとの整合性というご指摘をいただきましたので、書き方を工夫したいと思います。

特別支援教育課 片山課長補佐

特別支援教育課の片山と申します。御意見ありがとうございます。

大阪の事例をお示ししていただきまして、まずはこういった形のガイドブックなのかというのを確認しまして、今後取り組んでいけるのかどうか、検討をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

永田会長

ありがとうございました。

特別支援学校も含めてですが、情報が届きにくい状況にあるかと思っておりますので、できるだけ多くの子どもたちが通常と同じように情報を得られるように検討していただければと思います。

次にご意見いただいたのが48ページかと思っております。今後の目標や計画について具体的に示していただく必要があるのではないかというご意見だったかと思っております。こちらについても事務局からよろしく願いいたします。

防災危機管理課 石川課長補佐

防災危機管理課の石川と申します。御意見ありがとうございます。

避難所のバリアフリー化について御意見をいただきましたが、避難所を所管する災害対策課に御意見を伝えさせていただきます。御意見ありがとうございました。

永田会長

はい、前回の会議でも、南海トラフ地震が控えている中で、避難所の整備というのを課題として御意見をいただいたかと思えます。ぜひ検討を進めていただければと思えますのでよろしく願いいたします。

続きまして、24時間ケアの必要な重度訪問介護について、地域移行を考える際にとっても重要なものだが、なかなか進んでいかない現状の背景に何があるのか調査をした上で、具体的にどういう方向で進めるかを検討していただきたいというご意見だったかと思えます。それでは事務局よりお願いいたします。

障害福祉課 加藤課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの加藤と申します。よろしく願いいたします。

重度訪問介護従事者、従業者の数が足りないという御意見をいただきました。重度訪問介護に限らず、居宅訪問系サービスの従事者の数は少ないと認識しております。委員御提案の事業所への聞き取りを含め、今後県としてどのような事が出来るか検討してまいります。御意見ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。現状が分からないと施策の方向性が決まらないと思えますので、確認の上、進めていただければと思えます。よろしく願いいたします。

次は、新型コロナウイルス感染症に関することで200ページになるかと思えます。現在、医療従事者のワクチン接種が進められており、愛知県では施設職員へのPCR検査を進めていくということですが、施設だけではなく在宅で生活されている方に関しても、PCR検査を導入していただきたいということ。また、ワクチン接種の優先順位に関しましても、訪問介護サービスの職員の方にも優先的にワクチンを接種するよう、国に働きかけて欲しいという御意見だったかと思えます。こちらについて、事務局から回答をお願いいたします。

障害福祉課 渡辺担当課長

障害福祉課担当課長渡辺でございます。200ページの新型コロナウイルス感染症への対応に関する御質問について、お答えさせていただきます。

資料200ページ中ほどに記載しておりますが、施設内感染を防ぎ、新たなクラスターの発生を予防するため、障害者支援施設、高齢者支援施設を対象とし、基本的には全ての職員にPCR検査を実施しているところであります。これにつきましては、年度末までに検査をして、結果を報告していただくというスケジュールで進めているところであります。検査を実施するに当たっての考え方につきましては、高齢者が非常に重症化しやすいという治験が得られておりますので、まずは施設の職員に集中的に検査を実施し、クラスターを発生させないようにという趣旨で進めているところであります。辻委員が言われたとおり、在宅の方の感染防止も重要でございます。本プランに記載したものは、未症状の方を対象としているため、今年度実施した結果を確認しまして、感染症対策局とともに何が出来るか考えていきたいと思えます。

最後にワクチンの関係で御質問をいただきました。新聞やテレビ等で報道されておりますが、現在、必要量が供給されていない状況でございます。感染症対策局に確認しますと、市町村と連携しながら

進めていると聞いております。また、こちらについては県の知的障害者福祉協会からも障害関係施設のワクチン優先接種の御要望をいただいております。感染症対策局に要望書を提供しているところでございます。状況が非常に流動的ではございますので、適切に情報を得ながら、市町村を通じまして情報提供できるよう進めてまいりますので、よろしく願いいたします。私からは以上になります。

永田会長

ありがとうございます。どちらも現在進行中の取組かと思えます、今後状況を見ながら進めていただけるとのことでしたので、障害のある方々、またそういった施設で働く方々への感染症対策についても検討いただければと思います。

辻委員、御質問について、その他抜けているところ等はありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。では次に佐藤委員お願いいたします。

佐藤委員

愛知県自閉症協会つぼみの会の佐藤です。

今年度から委員を務めさせていただいていますが、リモートの会議に慣れなくて、前回ついていくのがやっとだったのですが、これからもご迷惑かけられるかと思えますがよろしく願いいたします。

57ページの自立した生活の支援・意思決定支援の推進ですが、発達障害者の人も就労移行支援事業など様々な支援で沢山の人が訓練を受けて就職できるようになりました。また、ハローワークでの障害理解も大変進んできて感謝をしていますが、就職が出来ても生活の基礎力が低いため、生活訓練をする場があればいいなと感じています。

発達障害のある人の中には引きこもりの人も多く、二次障害で精神障害をもつ人たちもいます。また、その親も発達障害という場合もあります。食事や掃除洗濯、お金の管理等上手くできない人でも、訓練することで出来るようになる人も多いと思います。これからもニーズは増えていくと思いますので、生活訓練の場を設けていただければありがたいです。

永田会長

貴重な御意見ありがとうございました。57ページの自立した生活の支援・意思決定支援の推進のところでの意見だったかと思えます。就労支援という意味でいうと制度も整ってきて理解も深まってきたということでしたが、御指摘のように生活の基盤の部分で生活ができないため、なかなか自立につながらない。そのため、生活訓練をする場の設置を検討していただきたいという事かと思えます。

それでは事務局から御回答をお願いいたします。

障害福祉課 加藤課長補佐

ご意見ありがとうございました。地域生活支援グループ加藤と申します。よろしく願いいたします。

ただいま佐藤委員からご意見をいただきました。発達障害のある方の一人暮らし、または自立のための生活訓練の場というようなご意見だったかと思えます。生活体験の場としましては、各市町村におきまして、地域生活支援拠点ということで、体験の場を設定するということが取り組まれているところでございます。実際の生活体験が訓練としてできていけるように県としても取り組んでまいります。

お手元の資料3の3ページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。来年度の県予算ということで、

幾つか事業の記載がございます。1番の地域生活体験モデル事業につきまして、来年度より一部拡充するというところでございますが、今まで入所施設の方々を対象に地域生活体験をグループホームで実施して参りました。来年度こちらを拡充いたしまして、在宅の障害のある方々に一人暮らし体験やグループホームでの生活体験といったことをしていただいて、自立に向けて考える機会の提供をさせていただければと考えております。

二つ目でございますが、そのプログラムを実施した中で、それぞれの障害特性に合わせた標準モデルを体験プログラム集として、各市町村に配付し、市町村の地域生活支援拠点でも、そういった取組ができるようにして参りたいと考えております。

佐藤委員

知的障害や精神障害のある方の場合は名古屋市でもそういったプログラムがあるかと思いますが、発達障害に特化したところがないため、発達障害の方のための場を設けていただきたいと思っております。

障害福祉課 加藤課長補佐

御意見ありがとうございます。今回の体験モデル事業はあくまでモデルのため、様々な障害種別の方々をイメージして、現在企画選定を行っております。御意見踏まえまして、今後事業の中でどのようにしていくのがよいか検討をしております。ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。生活体験プログラムについて、障害種別も幅広く検討していただいているということでしたので、佐藤委員からの御意見も踏まえて、さらに検討していただければと思っております。

それでは、高橋傳委員から手が挙がっておりますので高橋委員お願いします。

高橋（傳）委員

愛知県身体障害者福祉連合会の高橋傳でございます。

今回資料の配付が遅かったと思っております、資料の量も膨大で、全てを確認するには時間がかかりますので、もう少し早く送付していただければと思っております。

また、Web会議のモニターについて、事務局のカメラが付いておりません、ぜひカメラをオンにして、顔を合わせて実施出来ればと思っております。

資料に、パブリックコメント意見への県回答がありました。いくつか修正していただいております、それについてはありがたいと思っております。しかし反映されなかった部分もあります。それについての意見をお伺いしたい。

次に、つながりプランには、卒業後における自立のために、労働、福祉、医療などの関係機関との連携を強化するとあります。障害者にとって就労はとても大事なことです、3月11日の中日新聞社説を見ますと、自立訓練を実施している事業所が、コロナの影響で支出が増えているのに利用者が減ったため、経営が大変厳しいとありました。事業所の存続は重要なことです。それについて県はどう考えているのでしょうか。また、障害者施設の月額報酬は5千円から1万5千円くらいです。これではあまりに低いのではないのでしょうか。

次に、障害者の害という表記及び名称についてです。2月26日の国の分科会では、障害の表記変更は見送りになっておりますが、宝塚市では2019年4月から公文書に石偏の碍を使用しています。

良い悪いは別として、地域のオリジナル発想で使用を変更しています。私は石偏の碑には反対です。はっきりと支援者と受援者と呼んでいただきたい。ぜひ、国にもお伝えいただければと思います。

最後に、国会の冒頭で管総理大臣が、重度障害者や難病疾患者が希望に沿った養護、介護、就労への支援に取り組むと発言されたにも関わらず、今回の国会の報道を聞く限り、障害者に関する提案や質疑がありませんでした。国に関することなので場違いな発言かとは思いますが、所管があればお考えをいただきたく思います。

永田会長

ありがとうございます。最初にこの審議会の進め方についてご発言いただきました、今回パブリックコメントの修正等、所管の関係部局とギリギリまで調整をいただいたこともあって、資料の送付が遅れてしまったのかなと思います。委員の言われるとおり、資料が今回膨大になりますので、全てを読み込んでご発言をいただくとなると、かなり時間を要することになったのではないかと思います。事務局からも発言があるかと思いますが、出来るだけ早く委員の皆様のお手元に届くように検討していただければと思います。

また、オンラインということで、事務局の顔が見えずに事務局のどなたが発言しているのか分からない状況かと思えます。本来であれば対面で顔を合わせての会議になるかと思えますので、次回以降どのように改善が出来るか事務局から発言いただければと思います。

資料の中身に関する御意見についてもいただいております。まず1点目はパブリックコメントに関する御意見だったかと思えます。今回沢山のパブリックコメントをいただき、事務局でも回答を作成していただいておりますが、このパブコメについて十分に反映できなかった点や方向性について、御意見を聞かせていただきたいということかと思えます。では、事務局からお願いいたします。

障害福祉課 平野課長補佐

ありがとうございます。障害福祉課社会参加推進グループの平野と申します。

パブコメの御意見の前に資料の発送が遅いというご指摘をいただきました。今回、会議開催の1週間前に送付をさせていただきまして、お手元に届いたのが、その翌日、翌々日ぐらいかと思えます。もう少し早めの送付ができるように努めて参りたいと思えます。

また、カメラに顔が写っていないというご指摘をいただきまして、県庁で配備しているパソコンにカメラ機能があるものとないものがまだ混在している状況でございます。こちらもご指摘いただきましたので次回に向けて、検討をして参りたいと考えております。

改めまして、パブリックコメントの事務局としての考え方でございますが、今回22名、93件のご意見をいただいております。その全ての意見につきまして、県の考え方を参考資料1でお示しさせていただきました。ご意見の中には、すでにプランに記載されている施策や取り組みに関するご意見もございましたので、プランに記載している内容を、県の考え方ということで、回答をさせていただいております。また、取り組みの実施に係る、具体的なご提案などもたくさんいただきましたので、そちらは、施策の方向性と期間中の取り組みを掲載しておりますので、その取り組みを実施していく中で、事業の参考にさせていただきたいと考えております。以上でございます。

永田会長

ありがとうございました。今後よりよい方向で取組を進めていただければと思います。

2点目3点目につきましては、主に予算や障害者自身の工賃、雇用費についての御意見だったと思

います。これに関しては国も絡んでくるため、難しい部分もあるかと思いますが、現段階での御意見や方向性などありましたら御回答をよろしくお願ひいたします。

障害福祉課 加藤課長補佐

御意見ありがとうございます。障害福祉課地域生活支援グループの加藤と申します。

障害福祉サービス報酬の関係ということで、今年4月からサービス報酬の改定が行われまして、報酬改定率プラス0.56%、そのうち新型コロナウイルス対策ということでプラス0.05%と、これについては9月までの特例的な措置ですが、引き上げということになっております。引き上げということになっております。また、報酬の評価を考えながら、必要に応じて国へ要請等してまいりたいと思ひます。

そしてもう1点、利用されている方々の工賃について御意見をいただきました。本県では工賃向上計画という計画を策定しておりまして、そちらに基づいて工賃向上事業を実施しているところでございます。現在計画の改定期ということでございまして、色々な事業等検討しているところですが、来年度につきまして、コンサルタントの派遣や事業の見直しに向けた研修を実施しながら事業所への支援をして、それに基づいて工賃の向上を図ってまいりたいと思ひます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。必要に応じて国への要請や県としても検討をしていくという回答だと思ひます。

続きまして、資料4に関係する内容かと思ひます。法律自体の書きぶりが障害となっておりますので、法律に関係する部分は難しいと思ひますが、障害の「がい」の字をどう表記するのか、また障害という言葉自体をどうするのかという内容でした。これにつきまして、個人の回答か県の回答か、難しい部分ではありますが、事務局の方から御回答をお願ひいたします。

障害福祉課 浅野課長補佐

障害福祉課業務調整グループの浅野と申します。御意見ありがとうございます。

委員から障害者の「がい」の字について御意見をいただきました。2月26日の国の分科会では、見送りになったわけでございますが、委員から地域のオリジナルで使用できるという御意見をいただきました。一方で石偏の碍の字の使用は反対であり、支援者と呼んで欲しいという御意見もいただきました。法律の名称のこともあり、また、委員のおっしゃるとおり色々な御意見がございまして、国の法律等の動きも注視し、必要な場合は皆様の御意見も伺いながら考えてまいりたいと思ひます。

永田会長

ありがとうございました。この件に関しましてはおそらく社会的にどう議論していくのかというのが重要になるかと思ひます、引き続き県としても検討、議論をしていただければと思ひます。

高橋委員、質問は以上でよろしかったでしょうか。

高橋（傳）委員

時間も残り短くなっているのですが大丈夫です。回答いただきありがとうございます。

永田会長

ありがとうございました。それでは江崎委員お願いいたします。

江崎委員

63ページの(3)の保健・医療の充実等について、精神障害のある方に対しては、薬が処方されることが多いのですが、医師の経験値によっては、無駄な投薬がなされていることも多くあります。医師の資質向上も必要ですが、どのような処方があるか等の研究も必要だと思います。県は今後どのようにされていくのか伺います。

永田会長

63ページ(3)の保健・医療の充実等のところについて、精神障害者の方の薬や医療研究に関する御意見だったかと思えます。それでは事務局からよろしくお願いいたします。

医務課こころの健康推進室 三宅室長補佐

保健医療局医務課こころの健康推進室の三宅と申します。

精神障害の方の医療の充実等について御意見をいただきました。専門的な研究について、県レベルではなかなか難しいところもあるのですが、愛知県では、医療計画で様々な精神障害にも対応できる医療機能を明確にするということに取り組んでおります。また、専門的な研究につきましては、国でも国立の研究機関等ございますので、そういった動きも注視して精神障害の方への医療提供について、県としても取組を進めていければと考えております。御意見ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。今後も県としての取組を進めていただければと思います。

その他いかがでしょうか。では、水野委員お願いいたします。

水野委員

愛知県聴覚障害者協会の水野と申します。パブリックコメントについての県からの回答がありますが、そのことについて質問したいのですがよろしいでしょうか。参考資料1の21番、聞こえない子どもを持つ親への手話言語の普及についてどうするかについてパブリックコメントの質問と県の回答がずれているのではないかと思います。聞こえない子どもを持つ聞こえる親が手話を必要であれば獲得するための場をどのようにしたら県で提供できるのか、ということを知りたいのではないかと思います。また、コミュニケーション支援アプリについて、見えない人たちなど、アプリを使用出来ない方がいらっしゃると思います。そういった方たちに県としてコミュニケーション支援の理解をどのように普及していくのか教えてください。

永田会長

パブリックコメントについて少し回答がずれているのではないかと御意見でした。まず、手話を取得する必要がある両親に向けた獲得の場をどのように整備していくのか。また、アプリを利用できない方については、どのような普及をしていくのかという内容だったかと思えます。では事務局から回答をお願いいたします。

障害福祉課 平野課長補佐

障害福祉課社会参加推進グループの平野と申します。ご意見ありがとうございます。

まず1点目は、聞こえない子を持つ親への手話言語普及の進め方ということでご意見をいただきました。これは、愛知県聴覚障害者協会からもご要望いただいていることでもありまして、意見交換をしながら、今後どう進めていくかを考えているところでございます。場を作るということだけではなく、講師の方を育成するということがまず大切かと考えています。県では、愛知県聴覚障害者協会に委託をしまして、意思疎通支援事業を進めているところでございます。まずは講師を担う意思疎通支援者をどのように育成をしていくのか、意見交換をしながら進めていきたいと、愛知県聴覚障害者協会とはお話をしているところです。事業の必要性は十分理解しておりますので、今後も意見交換をしながら進めて参りたいと考えております。

もう1点目は、アプリが使用できない方についてはどうしていくかというご意見でございました。視覚障害の方や盲ろうの方については、確かに今のアプリでは対応できないのが現状でございます。障害者施策審議会の専門部会においても、視覚障害の委員の方から、そういったご意見もいただいております。まずは障害の特性と必要な配慮というものを、多くの方に知っていただくことが大切と考えまして、このアプリに障害の特性という項目を作りました。例えば盲ろうの方ですと、手のひらに文字を書くことで伝わることもあるといった具体的な配慮の方法もアプリの中で確認できるようにしております。実際に避難所で、どう対応していくかということにつきましては、引き続き専門部会のテーマの一つとして、視覚障害のある方などのご意見を伺いながら、どういったことを伝え、啓発していけばいいか考えて参りたいと思います。以上です。

永田会長

ありがとうございました。御意見を踏まえまして、今後より使いやすい物になるよう、引き続き専門部会でも御審議いただければと思います。

まだまだ御意見ある方もいらっしゃるかと思いますが、予定時間が迫っておりますので、もしまだ御意見等ありましたら事務局へ御連絡いただくようお願いいたします。

修正意見もございましたが、多くは県として障害者施策にどのような取組を行っていくのかという具体的な内容だったかと思っております。今回頂いた意見をどのようにプランに反映させていくのかというのは、私に御一任いただき、事務局と調整をさせていただければと思います。事務局におかれましては、公表に向けてしっかりと進めていただければと思います。また、今後6年間の計画となつてまいりますので、委員の方々にも御理解、御支援をお願いいたします。

11 報告事項

永田会長

それでは、報告事項に移ります。1つ目に「あいち福祉保健医療ビジョン2026」について、事務局から説明をお願いいたします。

福祉総務課 森川課長補佐

報告事項1「あいち福祉保健医療ビジョン2026」について、ご説明いたします。お手元に資料2-1、2として、ビジョンの本冊及び概要版をお配りしておりますが、本日は時間の関係もございまして、概要版を基に、ご説明させていただきます。

現行計画である「あいち健康福祉ビジョン2020」が、今年度末に計画期間が終了することから、2021年度から26年度までを計画期間とする新たなビジョンを策定したものであります。

策定にあたっては、次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会を設置し、本審議会の永田会長様にもご参画いただき、有識者の皆様から御助言をいただきながら、作業を進めてまいりまして、この3月15日に策定、公表を行ったところでございます。

なお、今回の改定では、ビジョンが福祉・保健・医療分野の計画であることをより明確に表すため、「あいち健康福祉ビジョン」から、「あいち福祉保健医療ビジョン」と名称を変更いたしました。

概要版1ページ第1章の「2ビジョンの性格・位置づけ」をご覧ください。ビジョンは、本県の福祉・保健・医療施策全体の方向性を示す基本指針として、各分野の横断的・重点的な取組の方向性を示すものであります。また、社会福祉法第108条に基づき、都道府県地域福祉支援計画として位置づけております。

次に、第2章では団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる2040年頃を見据えて、人口構造や世帯状況の変化など、福祉・保健・医療を取り巻く社会情勢の現状と展望をお示ししております。また、その下の第3章基本的な視点では、各分野の様々な取組を進める上で、共通して必要となる考え方を4つの視点として整理いたしました。

つづいて、次のページをご覧ください。第4章主要な施策の方向性でございます。施策の体系は、大きく分けて、第1節「共に支え合う地域づくり」と、「子ども・子育て」、「健康寿命の延伸」、「医療・介護提供体制の確保」、「障害者支援」の4つの分野で構成される第2節「安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実」の2つに分かれております。それぞれの体系の具体的な内容は3ページ以降をご覧ください。

まず、3ページの第1節「共に支え合う地域づくり」では、個人や世帯が抱える課題やリスクが複合化・多様化する中、分野横断的な包括的支援や共に支える意識の醸成など、地域共生社会を実現する上で共通して必要となる取組について位置付けております。

1枚おめぐりいただいて、4ページをご覧ください。第2節「安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実」のうち、1子ども・子育て支援では、少子化の流れに歯止めをかけるため、結婚・出産から子育て期までのライフステージに応じた総合的な施策を位置付けております。

次に5ページをご覧ください。「2健康寿命の延伸」でございます。生涯にわたり健康でいきいきと過ごしていくためには、平均寿命と健康寿命の差の縮減を図ることが重要であり、「健康長寿あいちの実現」を目指し、生活習慣の改善や疾病予防、介護予防など、生涯にわたる健康づくりの取組を推進してまいります。

続いて、6ページ「3医療・介護提供体制の確保」でございます。高齢化の進行等に伴い、医療・介護ニーズは増大かつ多様化が見込まれております。このため、引き続き、医療・介護サービス基盤の量的・質的充実を図るとともに、限られた人的・物的資源を有効活用し、高齢化にも対応した医療・介護提供体制を確保するため、地域包括ケアシステムの構築や医療介護人材の確保などを推進してまいります。

次に、7ページ「4障害者支援」でございます。障害の状態や生活実態等に配慮したきめ細やかな支援が提供できるよう、福祉、保健、医療、労働、教育、文化芸術等、様々な分野が連携して、障害のある人の自立と社会参加を促進する施策を総合的に実施してまいります。

最後に、7ページの下第5章「ビジョンの推進」でございます。このビジョンでは、全25項目の指標を設定し、施策全体の進捗状況を確認することとしているほか、必要に応じて計画内容や指標の見直しを行うなど、適切な進行管理を行い、福祉・保健・医療施策全体の推進を図ってまいります。説

明は以上です。ありがとうございます。

永田会長

ただいま説明のありました、あいち福祉保健医療ビジョンについて、何か御質問がありましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。それではお時間もありませんので次に移りたいと思います。

12 報告事項2「令和3年度愛知県当初予算案障害者施策関連分」について

永田会長

報告事項の2つ目、令和3年度愛知県当初予算案障害者施策関連分について、事務局から説明をお願いいたします。

障害福祉課 浅野課長補佐

障害福祉課業務調整グループの浅野と申します。

それでは、資料3によりまして、障害者施策関連の令和3年度愛知県当初予算案について御説明させていただきます。この資料は当初予算案の記者発表資料を抜粋したものでございます。3月25日の愛知県議会本会議におきまして、決議される予定の予算案でございますことをご承知おきください。

資料3の1ページをご覧ください。福祉分野における新型コロナウイルス感染症対策を推進するための事業について説明いたします。予算額は合わせて33億7,543万1千円、うち障害福祉分野は2億213万2千円でございます。1感染拡大防止や医療面での対策については、左側5つ目にある、障害福祉サービス確保対策事業費としまして、障害福祉施設等で感染が発生した際の施設消毒費用等への助成、緊急時に職員が不足する施設等への応援職員の派遣体制の整備、感染症等に係る相談窓口の設置等を、今年度に引き続き行ってまいります。また、右側2つ目、障害者施設設置費補助金としまして、障害福祉施設等で感染症対策として行う、多床室の個室化改修及び簡易陰圧装置の整備等への助成も行ってまいります。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。障害のある人が、身近な地域で安心して暮らすための支援について説明いたします。予算額は16億5,460万円でございます。左側の医療型障害児入所施設等設置費補助金は、障害者福祉減税基金を活用し、喫緊の課題である重症心身障害児者が身近な地域で医療や療育などの支援が受けられる体制づくりを進めるため、民間法人による施設整備を支援します。国庫補助制度による支援に加え、法人負担の軽減を図るために、県独自の補助を行ってまいります。整備予定地は、東海市にございます元県営名和住宅跡地で、整備予定は2021年度を予定しております。右側にあります障害者施設設置費補助金は、障害のある人が身近な地域で暮らしていくためのグループホームや障害児者施設の整備に対して助成いたします。なお、先ほどご説明申し上げました、感染症対策としての施設設置費補助金1億3,050万円を含んでおります。

また、左下のその他の取組につきましては、1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。第6期障害福祉計画の目的である、福祉施設から地域生活への移行をさらに進めていくため、①地域で暮らし続ける、②安心して暮らし続ける、③自分らしく暮らし続けるといった、3つの視点に基づき、1地域生活体験モデル事業については拡充して実施するとともに、2障害者グループホーム世話人等確保事業、3障害者地域生活支援コーディネート事業については、引き続き事業を実施いたします。また、4地域移行事例実態調査費として、実際に地域移行する方の生活実態や課題を調査し、新た

な施策を検討してまいります。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。障害のある方の社会参加と障害への理解促進を図る取組について説明いたします。予算額は4,917万5千円でございます。1の障害者コミュニケーション手段利用促進費は、2016年10月に制定した手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・派遣を行うとともに、手話通訳者等の職業病であります頸肩腕障害予防のための対策を講じてまいります。また、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発を図るため、企業向けの小冊子の作成・配布及びシンポジウムを開催します。2のヘルプマーク普及促進事業費は、2018年7月から県内一斉に配布を開始したヘルプマークについて、市町村と連携して、引き続きリーフレットやポスター等による普及啓発を行うほか、ヘルプマークの作成・配布を行ってまいります。3の障害者芸術文化活動推進事業費は、作品展示や舞台・ステージ発表等を行う、あいちアール・ブリュット障害者アーツ展を開催するとともに、三河地域でサテライト開催することで、障害のある方の芸術文化活動の推進を図ってまいります。さらに、施設職員向けの研修会の開催等による、障害のある方の芸術文化活動をサポートする人材の育成にも取り組んでまいります。以上が福祉局の障害者施策関連の予算に関する説明でございます。その他、5ページにスポーツ局より障害者スポーツに関する事業について、6ページに教育委員会より愛知・つながりプラン2023に関する事業についての資料がございますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。予算に関する説明は以上になります。

永田会長

ありがとうございました。障害施策分野について、予算の関係からご説明いただきました。どなたか御質問よろしいでしょうか。よろしければ時間の都合もございませぬので、次に移らせていただきます。

13 報告事項3「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案」について

永田会長

それでは報告事項の3障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、事務局からよろしくお願ひいたします。

障害福祉課 浅野課長補佐

障害福祉課業務調整グループの浅野と申します。

お手元の資料4障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律について説明させていただきます。2016年4月1日に施行されました、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律につきましては、昨年12月、国の障害者政策委員会において、障害者差別解消法の施行後3年の見直しに向けた意見がまとめられました。これを受けて、今年9日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されました。

改正する法律の概要といたしましては、右側の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要にありますとおり、1国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加。2事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化。3障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化。となっております。また、法律の施行期日については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされております。

なお、本県における障害者差別解消推進条例の見直し検討に当たっては、国会における審議状況を

見守りながら、今後明らかになる法律の見直しスケジュールを踏まえ、障害のある方及び障害者団体の意見を十分お聴きしながら進めてまいります。資料4についての説明は以上でございます。

永田会長

ありがとうございました。閣議決定されたということでこれから、合理的な配慮も含め、より具体的なものが出来上がってくるかと思えます。県の条例についても見直しに向けての状況を見守りたいと思います。ありがとうございました。

まだ意見のある方もいらっしゃるかとは思いますが、予定時間を超えてしまっているため、本日の会議はこれを持って終了させていただきたいと思えます。後半につきましては十分な御意見をいただくことなく進めてまいりましたので、御質問等ございましたら事務局まで御連絡いただければと思います。事務局におかれましては、今日出ました御意見や御質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願いします。では、事務局にお返しします。

14 閉会

障害福祉課 加藤課長

障害福祉課長の加藤です。

本日はお忙しい中を長時間にわたり、御審議いただきましてありがとうございました。また、プラン策定のため、これまで多くの貴重な御意見を賜りましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

プランにつきましては、本日いただいた御意見等を踏まえ一部修正しまして、永田会長に御相談させていただき、御了解をいただいたうえで、あいち障害者福祉プラン2021-2026として策定、公表させていただきます。なお、プランにつきましては、公表日に皆様に送付させていただきますが、プランの推進にあたりまして、今後とも、御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、本日御意見をいただきましたが、コロナ禍におきましては様々な課題があり、我々が把握できていない課題もあると思われれます。障害のある方、障害者団体の皆様の御意見を引き続き丁寧に伺いながら、委員の皆様と力を合わせて、解決に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。今後とも本県の障害者施策の推進のため、御協力と御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それではこれもちまして、第3回愛知県障害者施策審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上で2020年度第3回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人

署名人
